

平成28年3月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

1 開会の日時 平成28年3月23日(水)
午後2時00分

2 閉会の日時 平成28年3月23日(水)
午後4時30分

3 招集の場所 ハピネスふくちやま 会議室1

4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
大槻 豊子
荒木 徳尚

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教 育 部 長	池 田 聡
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	中 川 清 人
次 長 兼 教 育 総 務 課 長	芦 田 誠
教 育 総 務 課 参 事	藤 田 一 樹
次 長 兼 学 校 教 育 課	眞 下 誠
学 校 教 育 課 参 事	一 戸 香 里
学 校 教 育 課 総 括 指 導 主 事	端 野 学
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	崎 山 正 人
生 涯 学 習 参 事	横 山 尚 子
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	芦 田 收
中 央 公 民 館 長	植 村 孝 子
図 書 館 中 央 館 長	塩 見 英 世
福 知 山 幼 稚 園 長	武 内 啓 子

6 傍聴者数 2人

7 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

次 長 兼 教 育 総 務 課 長 芦 田 誠

8 議事及び議題

別添のとおり

9 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

10 決議事項

議第45号 原案どおり可決、承認

議第46号 原案どおり可決、承認

議第47号 原案どおり可決、承認

議第48号 原案どおり可決、承認

議題49号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

2月23日に開催しました教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく、承認されました。

3. 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

まず報告の前に、本日、小学校の卒業式が執り行われました。私は細見小学校の式に出席いたしました。昨年に統合し、川合地域と細見地域の特色を重ねあわせ新たな細見小学校の文化を築く1年のなかで、互いを理解し絆を深めながら立派に育ってきた子どもたちに思いを馳せ、式で告辞をしてまいりました。それぞれの学校においてもそれぞれの特色を出したよい卒業式が行われたと聞いております。

① 3月市議会の一般質問に係る報告

資料1のとおり、3月4日（金）、高宮議員から2点の質問がありました。1つは「教育委員会制度改革について」、もう1つは「教育環境の充実について」です。また、3月7日（月）には、塩見卯太郎議員から「市民の暮らし最優先の市政について」ということで、教育の充実に係る質問がありました。そして、森下議員からは、「シームレス学園構想の推進と中学校ブロックでの住民主体のひとづくり・まちづくりが導く未来作りを考える」というタイトルで資料のとおり6つのことについて質問がありました。

② 市文化財保護審議会について

3月14日（月）に市文化財保護審議会が開かれ、次のことを話し合い確認いたしました。

1つ目は次年度の指定に向けた文化財候補の確認、2つ目は学校文化財の整理の問題、3つ目は埋蔵文化財を活用する看板の作成やガイド養成講座の実施、指定文化財の看板設置についても話し合いました。

他にも文化財ハザードマップの作成、自然科学に関する文化財保護、城門の文化財指定、樹木遺産の問題に関する意見等が出されました。

③ けやき広場、中3生退級式について

けやき広場の中学3年生の退級式が3月9日（水）に行われ、関係者に見守られ、5名が無事退級しました。5名全員の進路も確定しております。支援いただいた先生、関係者の皆様には感謝しております。

④ 市立中学校卒業証書授与式について

3月15日（火）、市内中学校の卒業式が行われ、702人が卒業しました。私は、桃映中学校へ行きましたが、その式で桃映中学校の校長が式辞で「地域未来塾」を自然な感じで取り上げ、地域の皆様と触れ合えたことを評価しました。子どもの貧困が深刻な問題となり子どもを救っていかねばならないなかで、中教審の答申にもありますように子どもを取り巻く環境は、

複雑化、困難化を極め、教員だけでは対応が難しい現状であります。この未来塾は学校と地域の連携のもと家庭の経済的理由等で学習機会が損なわれている生徒の学力支援をする場として、中学3年生を対象に行っております。28年度はこれを拡大していきたいと思いますが、地域にも理解を広げなければならないと思います。

倉橋委員長 教育長から4点、報告をいただきました。御質問、御意見はありませんか。

塩見委員 2つおたずねします。
まず、3月市議会の高宮議員からの質問で、教育委員会制度改革に関し総合教育会議の役割について、お答えされた内容はどのようなものでしたか。

池田教育部長 総合教育会議については、首長が招集・主宰することになっているので、答弁は市長部局で答えております。
まず、「総合教育会議の役割について」の質問には、「教育行政に関する大綱や重点的に講ずべき施策について市長と教育委員会が必要に応じて協議・調整を行う場であり、教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されている。この会議の性格は、協議や調整の場であり、首長が命令し指示するための会議ではない。」と市長が答弁されております。また、「総合教育会議において政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこととなっているが、本市での対応は」の質問に対し「教科書採択や個別の教職員の人事等については、特に政治的中立性の高い事項については、本市においても総合教育会議の協議題に取り上げるべきではないと考える。」と市長公室長から答弁されております。また、「総合教育会議の中で、いじめ等による緊急を要する会議を首長と教育長だけの出席で開催される場合の対応は」については、「いじめ等による緊急を要する協議が首長と教育長だけで行われた場合は、後日、教育長から教育委員に報告し、しかるべき対応を求めたい。」と、市長公室長が答えられています。そして、「総合教育会議の傍聴や、議事録の公開の意義について」の質問に対しては、「傍聴や議事録の公開を基本とするが、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報を守る必要がある場合は非公開とすることもある。」と、これについても市長公室長が答弁されております。

塩見委員 けやき広場、中3生の進路先について、差しつかえなければ教えてください。

眞下次長兼学校教育課長 5人のうち市内の公立高等学校へ1人、市内の私立高等学校へ4人が進学します。

倉橋委員長 他にありませんか。

大槻委員 「地域未来塾」について、来年度、拡大されるということですが、具体的にどこで実施されるのか、もう決まっていますか。

嶺山次長兼生涯学習課長

学校規模を勘案し、桃映中学校よりも大きいところで行いたいと考えております。学校や地域と調整をとりながら、決定していきます。

倉橋委員長 他にありませんか。

私は議会に出席しておりますので、今回の議会で感じたことを申し上げますと、コミュニティスクールとして美河小学校が位置づけされていますが、その認知度が低いと感じました。このことを広報することやコミュニティスクールと他の学校の違いをPRすることも必要なのかなあと感じました。

他にありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 では、次に議題へ移ります。

4. 議事

(1) 議第45号（市立学校教育改革推進プログラム後期計画の策定について）

藤田教育総務課参事 ～資料に基づき説明～

この度、後期計画案を公表し、パブリックコメントを募集しましたところ、20名の方々から、貴重なご意見をいただきました。この結果については、市教委としての見解も踏まえ、教育委員会ホームページ上で3月10日から公表しているところです。市民の皆様からいただいたご意見も踏まえ、2点について整理をしました。

まず1点目は、パブリックコメントで御指摘のあった「小規模特認校制度」を踏まえた取扱いについてです。

平成20年に設置された福知山市学校教育審議会では、特認校制度を含んだ学校選択制の導入など「今後の通学区域のあり方」について協議されました。この審議会答申を受け策定した前期計画では、本市のように「市域が広く多様である」「学校規模の格差が大きい」「学校区単位、自治会単位での地域活動が活発である」ことから、自由選択制やブロック選択制などの導入は不適切であるとの見解を示しています。

推進プログラム実施期間の平成32年度までは、この方針を踏襲していきますが、「第2次学校教育審議会」が設置された際には、学校再編の現状を踏まえ、「小中一貫特認校制度」や「小規模特認校制度」を含んだ特認校制度について、諮問内容に加えていきたいと考えますので、「小規模特認校制度」についても付記することとしました。

次に2点目は、前期計画から5年が経過し、少子化や学校の小規模化が進んでいる状況がある中で「学校再編の進め方」について地域の合意なしに強引に進められるのではないかと危惧するご意見に対してですが、後期計画案では、基本方針としては、複式学級の解消を柱として前期計画を引き継ぐ形で、学校再編に取り組んでまいります。しかしながら、前期計画の策定から5年が経過し、少子高齢化と過疎化による学校の小規模化が進んでいます。

子どもたちの教育環境を考えるとできるだけ早期に学校再編を進める必要があることと、子どもの就学に責任を負う保護者の思いを第一に尊重し、保護者の理解を得た上で、地域の方々の御理解と御協力のもとに、よりスピード感をもって取り組んでいくこととしております。

したがって、後期計画案では、17ページの中段の枠囲みの中、②に「まずは、保護者の理解を得た上で・・・」と明記することで、再編の進め方がより分かるような表現としました。

以上2点について当初の計画案を変更しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

倉橋委員長

変更のあったことについて説明をいただきましたので、まずこのことに関し、質問はありませんか。

塩見委員

変更点の2点目の「まずは保護者の理解を得た上で・・・」と変更されたことについては、統合の進め方の視点としては重要なことであると思います。

保護者の方々に最善の選択をしていただくには、十分な説明と情報提供によって保護者の不安を取り除くことが必要であると考えますが、事務局としてのお考えはどうでしょうか。

藤田教育総務課参事

御指摘のとおり保護者へは、引き続き、説明や情報提供を十分行っていきたいと考えております。その上で、保護者同士が学校の在り方について主体的に議論して、最善の選択を導き出すような展開となりますよう、保護者による統合検討組織の立ち上げやそこでの協議をサポートしていきたいと思っております。

倉橋委員長

市民から御指摘のあった「小規模特認校制度」について、新たに付記したと説明がありましたが、後期計画が計画通り進むと学校の適正規模・適正配置により複式学級設置校がなくなると考えられます。

あえて「小規模特認校制度」を第2次学校教育審議会の諮問内容に加える必要があるのかと思いますがどうでしょうか。

藤田教育総務課参事

第2次学校教育審議会では、後期計画期間終了後の本市の学校のあり方について協議されることとなります。今後5年

間では、再編対象校とはならない学校も、将来的には少子高齢化や過疎化の進展により、複式学級にはならずとも、1学級の児童生徒数が少ない学校ができるといった可能性は否定できません。

そこで、地域と学校が連携し、特色ある教育活動を生かして区域外からの就学を認め、学校規模の適正化と受入校の活性化につなげる「小規模特認校制度」の可能性についても第2次学校教育審議会場で論議していただけたらというように考えています。

荒木教育長

小規模特認校制度に関しては、教育方法や学習形態などいろいろな側面から議論していかなければ、いざ進めていくこととなった場合、教員の配置の問題など多方面に影響を及ぼし、慌てる事態になりかねません。今から意見交換を行い、備えていかなければなりません。

倉橋委員長

パブリックコメントについても目を通しいただいたと思いますが、この2点の変更点に関わる以外のことで質問や意見はありませんか。

大槻委員

後期計画案では、複式学級の解消について述べられていますが、パブリックコメントにもあったように、1学級の人数が多い学級への対応も配慮しなければならないと思います。

1学級30人を超える学級が対象とされる「子どものための京都式少人数教育」について後期計画案でもふれられていますが、本市での現在の適用状況について教えていただきたいと思います。

藤田教育総務課参事

本計画案は、「教育内容の充実」と「学校の適正規模・適正配置における市立学校再編」の両輪で進めることをお示しており、これについては、教育内容の充実に関わる部分があります。

「子どものための京都式少人数教育」制度は、京都府の独自制度であります。

基本的に小学校3年生から中学校3年生まで、子どもたちの興味関心や習熟の程度に応じて、特定の教科において学級をグループ分けして少人数で授業を行う「少人数授業」や、特定の教科で複数の教師が役割分担をして授業を行う「チームティーチング」、従来の40人よりも少ない30人程度の人数で学級編制を行う「少人数学級編制」を学校や子どもの状況に応じて選択できるよう教員を配置しています。この制度によって、学校の実情に応じた指導体制の選択の幅が広がり、より機動的な加配教員の活用が可能となっています。

また、中学1年生では、30人を超える学級において、初めて学ぶ英語や内容が高度化する数学で少人数授業や複数の教師が指導するチームティーチングが実施できるように教員を配置し、きめ細かな指導による基礎学力の定着と学力の

充実を図っているのがこの制度であります。

今年度、本市ではこの制度を小・中学校14校に適用しています。後期計画案では、5ページに前期の検証と11ページに今後の推進について載せており、制度を活用した指導方法や体制の工夫をしていくと位置付けています。

塩見委員

パブリックコメントにおいても御指摘等がありましたが、25年度にスタートした夜久野学園について、当初はさまざまな課題を抱え、苦勞されていることを耳にすることもありました。3年が経過しようとするなか、先だって夜久野学園に行かせていただき、充実していると感じ取ることができました。この3年間の進展はすばらしいと思いました。この成果を多くの福知山市内の皆さんに知っていただきたいと思えます。そして同時に成果を検証して課題についてもオープンにさせていただき、多くの皆さんから知恵をいただき課題解決に結びつけていくことができればとも思えます。そのためにも検証を是非していただきたいと思えます。

藤田教育総務課参事

総じて一貫教育のよさは目に見えにくく、一定の時間がかかると思えます。また、保護者や地域への効果的な発信や保護者や地域を巻き込んだ取り組みが必要であると思っております。

検証については、学校統廃合と小中一貫教育の視点を整理して検証することが重要であります。夜久野学園の実践は、本市が進めるシームレス学園構想の理念そのものであり、計画案にあるシームレス学園構想のねらいを基盤に、3つのこだわりである「進路実現」、「学力の充実」、「生徒指導」に一定の成果を上げていると思えます。

また、指導・学習内容・教職員・学校・家庭・地域社会における「つなぐ・つながる」取り組みをとおして、本市が掲げる人材の育成を図っています。

このことから、夜久野学園は、本市が進めるシームレス学園構想のパイロット校として位置付けられています。

今後、市内に小中一貫校の設置を進めていく上で保護者や地域の方々に分かりやすく説明でき、理解が深まるような資料を、夜久野学園の成果検証を踏まえて作成することも検討したいと考えます。

大槻委員

パブリックコメントにもあったように、本市の子どもたちの状況の中で、児童生徒の問題行動にふれ、全国的に見ると不登校や暴力行為などが中学1年生段階で急増しているがありますが、中1ギャップといわれる全国的な傾向が、本市の児童生徒にも当てはまるのでしょうか。

藤田教育総務課参事

後期計画案では、問題事象の件数や不登校の人数など本市の具体的な数値を示すことが難しい状況、つまり児童生徒の

特定につながる恐れがあるため、全国統計を引用しておりますが、本市でも例外ではないとしております。

本市の平成22年から今年度までの6年間に市への報告があったいじめを除く問題事象の出現率を小学1年生から中学3年生で学年ごとに算出すると、小学6年生から中学1年生の段階で、出現率がおよそ3倍になっております。

また、その中の暴力事象の出現率も同時期におよそ4倍になっています。

さらに不登校の出現率も同時期には、およそ2倍となっており、いずれも他の移行期に比べ、この時期の増加が目立ちます。このような状況からも本市でも中1ギャップの実態は、例外ではないととらえています。

また、小中学校全体では、平成24年度をピークに問題事象と不登校については減少傾向にあります。継続した検証が必要ではありますが、シームレス学園構想の一定の効果とも言えるのではないかと考えています。

荒木教育長

夜久野学園の不登校はどうなっていますか。

中川理事

現在は、いわゆる30日を欠席している児童生徒はゼロです。

荒木教育長

学習に向ける意欲はどうですか。

中川理事

開校当時から見ると、変化は感じます。学びの連続性を捕らえ、教職員の連携も強化され、特に教員の意識が変わり小中の指導方法を自然に学んでいるように思います。夜久野学園の方法がすべてにあてはまるわけではありませんが、この財産を他の地域でアレンジを加えて生かしていくことができると思います。

倉橋委員長

旧三和・大江地域において、学校の統廃合に関して、現状での保護者の受け止めやPTAの取り組みはどうでしょうか。

藤田教育総務課参事

三和地域や大江地域の小中学校では、PTAが主体となり、アンケート調査を実施するなどして、今後の学校の在り方について検討や協議が進んでいます。

三和地域では、細見小学校と菟原小学校において、統合を検討する組織がPTA総会で承認され、PTA規約にも位置付けられました。

また、大江地域的美鈴小学校では、昨年10月に「学校の今後を検討する会」を組織し、検討結果を報告し、PTA総会において学校統合への方向性が承認されました。美河小学校、有仁小学校でも、来年度PTAの役員体制が変わっても、引き続き学校の在り方について検討していくことが、各校のPTA総会で確認されています。

しかしながら、施設一体型小中一貫校や小中一貫教育につ

いて、各校での保護者説明会や施設一体型小中一貫校である夜久野学園への視察を実施しましたが、開催が夜間や平日の日中であったため参加者が少なかったこともあり、保護者の理解が深まっていない状況にあると思います。ですので、現時点において教育委員会からの説明や情報提供不足は否めない状況であると考えます。

今後、関係各校において学校統合について保護者の合意形成を図るとともに、小中一貫校としての学校統合について議論を深め、最善の選択をしていただけるよう、教育委員会としても丁寧な説明や情報提供などに尽力していきたいと考えています。その上で子どもの教育環境の改善を中心にすえた議論を進めていただき、地域と共に進めていきたいと思います。

倉橋委員長 他の地域について、PTAが主体的に動かれているところはあるのですか。

藤田教育総務課参事

複式学級を設置している校区については、動きがあります。PTAの中で統合に関するアンケートをとり意見をまとめられているところもありますし、そうでないところもあります。

倉橋委員長 他にありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、議第45号について決議をさせていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
次の議題46号について説明をお願いします。

(2) 議第46号(福知山市立中学校に寄宿舎の管理運営に関する規則を廃止する規則の制定について)

芦田次長兼教育総務課長 ~資料に基づき説明~

資料の3ページからお願いします。

5ページに掲載の川口中学校と大江中学校の寄宿舎は現在、閉鎖をしておりますが、4ページにありますとおり、平成28年4月1日をもって規則を廃止いたします。

倉橋委員長 御質問はありませんか。

地域の理解は得られていますか。それから規則の廃止により、この施設は自由に使えるのですか。

芦田次長兼教育総務課長

地域には理解していただいております。
使用に関しては、廃止後は利用できます。

- 倉橋委員長 他にありませんか。
- 全委員 特になし。
- 倉橋委員長 それでは、議第46号について決議をさせていただきます。
- 全委員 異議なし。
- 倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
つづいて、議第47号について説明をお願いします。

(3) 議第47号(福知山市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について)

- 芦田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～
資料は6ページからです。
上位法の改正により新旧対照表の8ページにありますように福知山市教育委員会会議規則の第12条第1項第2号中「、異議申し立て」の文言を削除いたします。

- 倉橋委員長 このことについて、御質問はありませんか。
- 全委員 特になし。
- 倉橋委員長 それでは、議第47号について決議をさせていただきます。
- 全委員 異議なし。
- 倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
つづいて、議第48号について説明をお願いします。

(3) 議第48号(福知山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

- 眞下次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～
資料の12ページからをお願いします。
上位法が改正されましたことにより、新旧対照表の14ページのとおり、規則第18条関係の3つの様式に係る審査請求期間を「60日以内」から「3か月以内」に改めるものがあります。

- 倉橋委員長 このことについて、御質問はありませんか。
- 全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、議第 4 8 号について決議をさせていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
つづいて、議第 4 9 号について説明をお願いします。

(3) 議第 4 9 号 (福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

横山生涯学習課参事 ～資料に基づき説明～

議案 1 8 ページからでございます。

議題 4 9 号「福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、1 9 ページをご覧ください。

この案件につきましては、児童クラブの設置に関する条例施行規則に定める利用不決定通知書中、3 種類の文言を改めるものです。

具体的には、2 1 ページに旧の不決定通知書のうち、決定に不服がある場合として、枠外下 1、1 行目「6 0 日以内」を「3 ヶ月以内に」、2 行目、3 行目と 2 の下から 3 行目の「異議申立て」を「審査請求」とし、下から 2 行目 3 行目にかけて「対する決定」を「対する裁決」の文言に改めるものです。

2 0 ページに改めた後の新の通知文書がございます。

改める理由については、議題 4 7、4 8 号と同じく、上位法の全面改正に準じて文言を整理することとなったものです。

ちなみに、不決定通知書は年度ごとに受ける利用申請について条件を満たさないときに利用決定をしない通知を保護者に行うものです。

倉橋委員長 このことについて、御質問はありますか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、議第 4 9 号について決議をさせていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
次に、報告事項に移ります。

5. 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 後援申請の承認結果について

由里教育総務課係長 ～資料に基づき報告～

No. 8 3 平成 2 8 年度第 4 4 回福知山市中学校春季大会

No. 8 4 合唱団セレーノ・ヴォーチェ夏のコンサート 2 0 1 6

No. 8 5 2016 京都サンガ F. C. ホームゲーム小中高生招待事業
No. 8 6 緑幸会 健康能楽へのいざない

倉橋委員長 後援承認について、質問はありますか。

全委員 特になし

倉橋委員長 それでは、次の報告をお願いします。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について（教育長訓令甲）

眞下次長兼学校教育課長 ～資料に基づき報告～

それでは、説明する前に「教育長訓令甲」についての説明を申し上げますと、68ページの第17条のところにありますように「教育長訓令甲」とは、指揮命令するもので、例規となるものです。次に66ページの第7条にあります項目以外は教育長に委任される事務でありますことから、このことについては、教育長に委任される事務であるため報告とさせていただきますということでもあります。

この規則の改正についても先ほどから説明がありますように上位法の改正により、39ページの新旧対照法のとおり「不服申立て」の文言を「審査請求」の文言に改正いたします。

倉橋委員長 このことについて、質問はありますか。

全委員 特になし

倉橋委員長 では、次の報告事項の説明をお願いします。

(3) 教育長職務代理者の権限に関する事務の一部を教育部長に委任させる規程について（教育長訓令甲）

芦田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき報告～

それでは、資料64ページからをお願いします。67ページの第9条にあります教育長の職務代理について、そこには教育長の指名する委員がその職務行うとなっております。教育長が指名した委員が、教育長に代わり教育委員会の会議の主宰はいたしますが、日常的に教育長が行っている専決や対応事務までを委員が行うことは現実には困難なことからこの規程を定めるものです。

倉橋委員長 このことについて、質問はありますか。

全委員 特になし。

6. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。